

# 高等学校等就学支援金について

政府では、平成22年4月からの「高等学校等就学支援金」創設を目指し、制度の内容について定める法律案を今国会に提出しています。

## 高等学校等就学支援金の趣旨

家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、国費により、授業料に充てるものとして高等学校等就学支援金を創設し、家庭の教育費負担を軽減します。

高等学校就学支援金の支給額は、年間118,800円です。また、低所得世帯の生徒には、収入に応じて、さらに一定額が加算されます。

各私立高等学校等におかれては、制度の趣旨をご理解いただき、支援金に係る事務にご協力下さるようお願いいたします。

## 高等学校等就学支援金の支給対象者

下記の学校に、正規の生徒として在学する方が対象になります。

- 国私立高等学校\*1（全日制課程、定時制課程、通信制課程）
- 国私立中等教育学校の後期課程\*1
- 国私立特別支援学校の高等部
- 国公私立の高等専門学校（第1学年から第3学年までに限ります）
- 国公私立の専修学校などのうち、高等学校の課程に類する課程を置くもの\*2

\*1：専攻科及び別科は制度の対象外です

\*2：対象となる学校については、文部科学省令で定めることとなります

## 支給の流れ

